

【相談内容】

No55.道路メンテ（橋梁）に関する新技術の取り扱いについて

- 道路交通安全対策事業（道路メンテナンス事業費補助）を活用し、毎年、橋梁の補修を実施している。
- その補助事業の手続きの一つである次年度の概算要望を行うにあたり、新技術の活用状況を記載する項目がある。
- 新技術について調べてみると、数年で掲載から外れている工法があるなど、新技術と呼べる工法の整理が出来ない状況にある。
- 以前、掲載されていた工法も新技術と呼べるのか？それとも掲載されている工法のみが新技術とされているのか？ 新技術の取り扱いについて助言を頂きたい。

【助言内容】

- 所管課に確認したところ、令和6年度道路メンテナンス事業補助を要求するための様式の「新技術の活用状況を記載する項目」については、新技術としてはNETIS（新技術情報提供システム）に掲載されている技術が該当する。
- その他の新技術としては、「点検支援技術性能カタログに掲載されている技術」などが考えられる。なお、それ以外の新技術等については、該当するか否かを地域道路課に確認する必要がある。